

尼崎市耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月改定

尼 崎 市

目 次

1	計画概要	1
	(1) 計画改定の趣旨	1
	(2) 計画の位置付け	2
	(3) 計画期間	2
2	尼崎市で今後発生が想定される地震の規模、被害の状況	3
3	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標	4
	(1) 住宅の耐震化の現況	5
	(2) 住宅の耐震化の目標	5
	(3) 多数利用建築物の耐震化の現況	6
	(4) 多数利用建築物の耐震化の目標	6
	(5) 市有建築物の耐震化	6
4	住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
	(1) 基本的な取組方針	7
	(2) 耐震化に向けた課題と施策の考え方	7
	(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	8
	(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	10
	(5) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策	11
	(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路	12
	(7) 優先的に耐震化を促進すべき建築物	12
5	地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	13
	(1) 地震ハザードマップの公開	13
	(2) 情報提供の推進	13
	(3) 地域の団体等との連携	13
	(4) 関係団体等との連携	13
6	所管行政庁との連携に関する事項	14
	(1) 耐震改修促進法の規定に基づく指導及び助言並びに指示等の実施	14
	(2) 建築基準法の規定に基づく措置	14

1 計画概要

(1) 計画改定の趣旨

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県内で240,956棟の家屋が全半壊し、6,434名の尊い命が犠牲となった。このうち、地震直後に亡くなられた方の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によって命を奪われたことが明らかになっている。尼崎市内においては、同震災により11,034棟の家屋の全壊等の被害を受けており、住宅・建築物の耐震化の重要性が認識された。

住宅・建築物の耐震化の手法としては主に耐震改修と建替えがあるが、その耐震化のためには、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、耐震化の必要性を啓発することが非常に重要である。

平成18年には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、兵庫県では、「兵庫県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）が平成19年3月に策定された。

本市においては、市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる旧耐震基準建築物の耐震化を計画的に促進するため、「尼崎市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を平成21年2月に策定し、県計画と同じく計画期間を平成27年度までとして、市内の住宅・建築物の耐震化の目標とともに、耐震化の支援施策や啓発に関する事項等を定めて取組を進めている。

その後、平成23年の東日本大震災により甚大な被害が発生し、平成25年には耐震改修促進法がさらに改正され、一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断が義務付けられる等の措置が講じられており、また、南海トラフ巨大地震や内陸活断層地震の発生の切迫性が指摘されており、住宅・建築物の耐震化は引き続き重要な課題となっている。

兵庫県では、こうした状況のほか、県内の住宅・建築物の耐震化率が県計画に定めた目標を下回る状況等を踏まえ、計画期間を平成37年度までとして県計画を改定している。また、本市においても、市内の住宅・建築物の耐震化率が本計画に定めた目標を下回る状況にある。

これらを受けて、安全・安心なまちづくりに向けて、引き続き住宅・建築物の耐震化の促進を図る必要があるため、本計画を改定する。

【参考】

○国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の目標
(平成18年国土交通省告示第184号(平成28年改正))

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

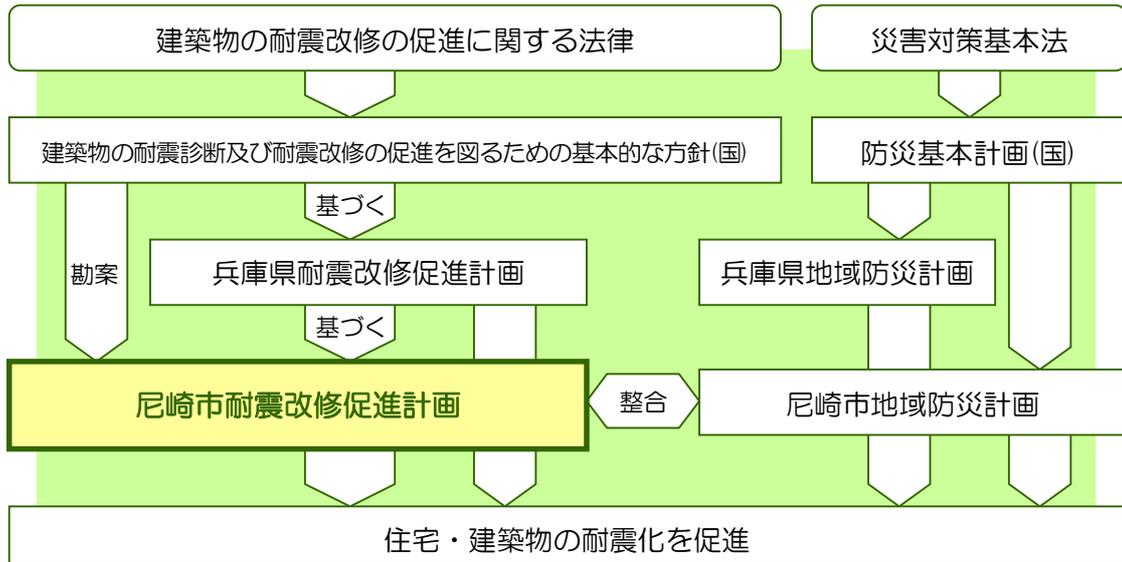
○県計画における住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標

- ・住宅の耐震化率を、平成37年度に97%とする。
- ・多数利用建築物の耐震化率を、平成37年度に97%とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、県計画に基づき定めるとともに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を勘案して定める。

また、本計画は本市における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として位置付けられるもので、「尼崎市地域防災計画」と整合を図る。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案するとともに、県計画の動向に基づき、必要に応じて計画の見直しを行う。



※兵庫県の計画期間については県計画による。

2 尼崎市で今後発生が想定される地震の規模、被害の状況

尼崎市地域防災計画では、内陸型地震と海溝型地震・津波について被害を想定しており、揺れによる建物被害の想定は次のとおりである。

想定される被害を軽減させるために、計画的に耐震化を促進する必要がある。

想定地震		マグニチュード	最大震度	揺れによる建物被害	
				全壊棟数	半壊棟数
内陸型	山崎断層帯地震	8	震度6弱	208	4,519
	上町断層帯地震	7.5	震度7	61,374	31,717
	中央構造線断層帯地震	7.7	震度5強	8	531
	養父断層帯地震	7.0	震度4以下	0	0
海溝型	南海トラフ巨大地震	9級	震度6強	1,229	9,402

※内陸型地震は、兵庫県地震被害想定調査（平成22年度）の被害想定に基づく。

※海溝型地震は、兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定（平成25年12月24日公表）及び兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定（平成26年6月3日公表）の浸水想定及び被害想定に基づく。

3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現況と目標

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物）の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とすることが示されている。また、基本的な事項として、住宅・建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が地域防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠であり、国及び地方公共団体は、これをできる限り支援することとされている。

阪神・淡路大震災を経験した兵庫県では、県計画において、住宅及び耐震改修促進法第14条第1号に規定する多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という。）の耐震化率を、平成37年度に97%とすることを目標としている。

なお、平成25年の耐震改修促進法の改正により、市町村耐震改修促進計画は都道府県耐震改修促進計画に基づき定めることとされている。

一方、本市では、平成15年2月に策定した「尼崎市経営再建プログラム」や平成20年4月に策定した「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」により財政の健全化の取組を進めてきたものの、世界的な経済不況や高齢化の進行等も相まって、実質的な収支均衡を確保する状態には至らなかった。こうした中、平成25年3月には、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」を策定し、都市の体質転換や将来負担の抑制等、行財政改革の取組を継続している。

このため、本計画においては、県計画に基づき定めることのほか、本市の厳しい財政状況を踏まえながら、着実な耐震化の促進を図るという考え方に基づいて目標設定を行う。

【参考】多数利用建築物

耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物をいう。また、本計画においては、県計画と同様に、同法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模多数利用建築物を「大規模多数利用建築物」、同法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、同法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（中規模多数利用建築物を除く。）を「小規模多数利用建築物」とする。

- 大規模多数利用建築物：耐震診断が義務付けされた建築物
- 中規模多数利用建築物：所管行政庁が必要な指示をすることができる建築物
- 小規模多数利用建築物：所管行政庁が必要な指導及び助言をすることができる建築物
- 多数利用建築物の用途の例：

学校、病院、劇場、映画館、集会場、ホテル、保育所、老人ホーム、体育館、図書館、ボーリング場、百貨店等の物品販売業を営む店舗、飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗、展示場、遊技場、保健所等の公益上必要な建築物、賃貸住宅（共同住宅に限る）、事務所、工場

(1) 住宅の耐震化の現況

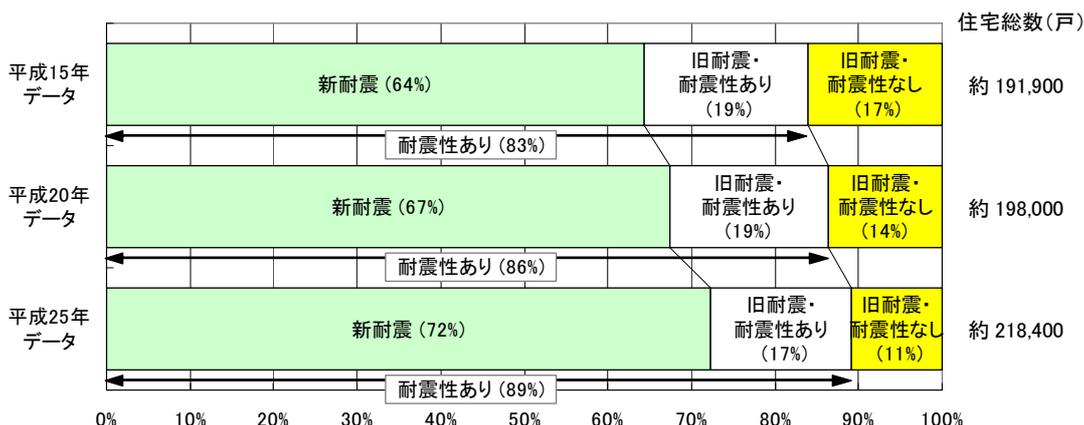
住宅の耐震化率は、平成 27 年度に 97%とする改定前の目標に対して、平成 25 年データで約 89%となっており、目標を下回る状況にある。

ア 住宅総数 約 218,400 戸

イ 耐震性あり 約 194,800 戸

ウ 現況耐震化率 約 89%

※平成 25 年住宅・土地統計調査をもとにした兵庫県推計による。



(2) 住宅の耐震化の目標

ア 住宅の耐震化率の目標

南海トラフ巨大地震等の被害軽減のため、時間をかけても改定前の目標である耐震化率 97%は達成すべきであり、また、県計画においても同じ目標とされていることに基づき、住宅の耐震化率を 97%とすることを目指す。

目標：住宅の耐震化率を平成 37 年度に 97%とすることを目指す。

イ 意識啓発活動の目標

県計画においては、住宅の耐震化率の目標のほか、徹底した啓発活動の実施にあたり、県内の耐震性のない住宅に対して、住まい手に確かに伝わる働きかけとして「草の根意識啓発」を行う目標を設定している。

市はこの目標に基づき、市内の耐震性のない住宅に対して、県や関係団体等と連携して意識啓発の推進に努める。

【参考】建築物の耐震性

耐震性のある建築物としては、①新耐震基準建築物、②旧耐震基準建築物のうち耐震診断で耐震性ありとされたもの、③旧耐震基準建築物のうち耐震診断で耐震性不足とされ耐震改修を実施したのものが、これらに該当しないものは耐震性のない建築物となる。

○新耐震基準建築物：昭和 56 年 6 月 1 日（建築基準法の改正による新耐震基準の施行日）以降に着工した建築物

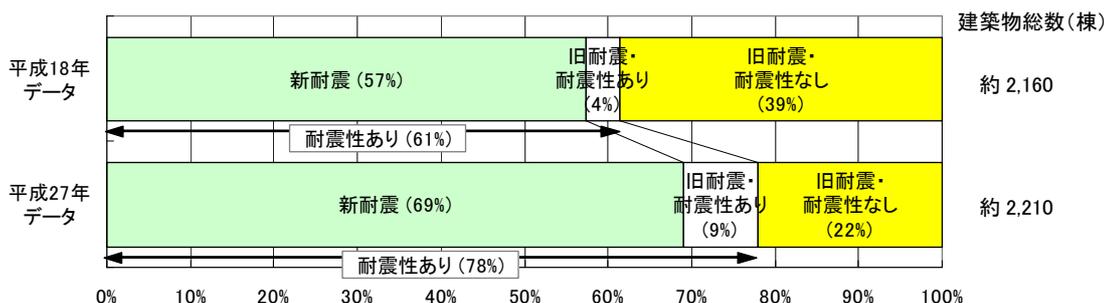
○旧耐震基準建築物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物

(3) 多数利用建築物の耐震化の現況

多数利用建築物の耐震化率は、平成 27 年度に 90%とする改定前の目標に対して、平成 27 年データで約 78%となっており、目標を下回る状況にある。

- ア 建築物総数 約 2,210 棟
- イ 耐震性あり 約 1,720 棟
- ウ 現況耐震化率 約 78%

※アンケート調査等をもとに平成 27 年 12 月末時点で本市が推計。
(民間建築物のアンケート調査は平成 26 年度実施)



(4) 多数利用建築物の耐震化の目標

南海トラフ巨大地震等の被害軽減と災害対策初動期の機能確保等のため、多数利用建築物の一層の耐震化が必要であり、また、県計画においては耐震化率 97%が目標とされていることに基づき、多数利用建築物の耐震化率を 97%とすることを旨とする。

目標：多数利用建築物の耐震化率を平成 37 年度に 97%とすることを旨とする。

(5) 市有建築物の耐震化

本市は、避難施設又は災害時の拠点施設となる市有建築物である消防施設及び学校をはじめとして、耐震化に取り組んできている。

平成 26 年 6 月には公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」を策定し、公共施設の保有量を今後 35 年間（平成 26 年度～60 年度）で 30%以上削減する目標を設定し、その具体的な取組についての「公共施設マネジメント計画」の策定に取り組んでいる。あわせて尼崎市公共施設マネジメント基本方針と整合させた個別施設管理計画として、市営住宅について耐震改修を含む建替等を計画的に実施するための「市営住宅建替等基本計画（素案）」を平成 27 年 9 月に作成する等、市有建築物について中長期的な視点で総合的・計画的な取組を進めている。

今後も、厳しい財政状況を踏まえるとともに、これらの計画等に基づき計画的に市有建築物の耐震化の取組を進める。

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化の目標を達成するためには、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠である。市としては、厳しい財政状況を踏まえながら、県と連携して既存の民間住宅・建築物所有者等の取組を支援する施策を講じるとともに、市有建築物について公共施設の最適化を目指す中で計画的に耐震化の取組を進める。

(2) 耐震化に向けた課題と施策の考え方

ア 所有者等の防災意識の向上

阪神・淡路大震災から 20 年以上が経過し所有者等の防災意識が薄れていることや、費用・労力負担による敬遠等が耐震化の阻害要因となっている。

これまで、地震ハザードマップの公開や、協働推進員を通じた補助制度等の案内資料の地域への回覧等に取り組んできているが、引き続き所有者等の防災意識の向上が課題である。県計画においても徹底した啓発活動の実施が課題とされており、県と連携した意識啓発の推進が求められる。

イ 費用負担の軽減

耐震診断や耐震改修に要する費用負担が所有者等の耐震化の阻害要因となっている。これまで、厳しい財政状況の中においても支援施策の拡充等に取り組んできているが、引き続き費用負担の軽減が課題である。

ウ 技術的知識の不足や効果の分かりにくさに対する取組

耐震診断や耐震改修の一連の流れといった技術的知識の不足や、耐震改修後の効果の分かりにくさによる敬遠等が耐震化の阻害要因となっている。県計画においては、「事業者支援プログラム」として事業者が進んで意識啓発に動く仕組の構築等を進めることとしており、県と連携した取組が求められる。

エ 市街地特性による課題

耐震性・耐火性等に課題がある密集市街地の改善に向けて建替促進に取り組んでおり、また、旧耐震基準建築物は多くが築後 30 年以上経過しており、耐震化の観点からも耐震改修に加えて建替促進が課題となっている。

これらの課題に対して、所有者等の意識向上に向けた啓発及び知識の普及、費用負担を軽減する支援施策、耐震化のための環境整備や情報提供の推進等の施策を実施するほか、地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策や、耐震化を促進するための制度整備等の課題に取り組む。また、国・県による動向も踏まえさらに有効な施策を検討する考え方として取組を進める。

(3) 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(※平成 28 年度時点)

ア 簡易耐震診断推進事業の推進

市内に存する住宅の所有者の申込に応じて、市から簡易耐震診断員を派遣し、調査及び診断を行う簡易耐震診断推進事業を推進する。

○対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日以前（新耐震基準施行以前）に着工した住宅（戸建て、長屋、共同住宅）

○負担割合：申込者が 1 割、残り 9 割を国 1/2、県 1/4、市 1/4

（申込者負担額：木造戸建住宅の場合 1 戸当たり 3,090 円）

イ 住宅耐震改修促進事業の推進

耐震診断の結果、耐震性が不足すると判定された住宅の耐震改修工事費への補助（県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」への上乗せ補助）を行う住宅耐震改修促進事業を推進する。

○対象住宅：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した戸建住宅で、県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の対象要件を満たすもの

○補助金額：耐震改修工事に要する費用に応じて上限 10 万円

○負担割合：補助金額について国 1/2、市 1/2

ウ ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進

県は「ひょうご住まいの耐震化促進事業」として、耐震性のない住宅に対して、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費及び建替工事費等への補助（一部事業主体は市町）を実施しており、県と連携して同事業の推進を図る。

また、県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち既に事業主体が市町とされるものについて、厳しい財政状況の中においても、住宅耐震改修促進事業の実績等を検証し、国・県による補助制度等の動向も踏まえ、住宅の耐震化促進のため、さらに有効な事業手法を検討していく。

【参考】ひょうご住まいの耐震化促進事業との連携

県計画においては、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち県が事業主体であるものについて、地域ごとの課題に対応する市町のより一層の取組を引き出すため、事業主体を市町に段階的に移行することとされている。この場合においては、特に同事業への上乗せ補助として実施している住宅耐震改修促進事業について、厳しい財政状況を踏まえながら必要な見直しを行う。

エ 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

金融機関から融資を受けて住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県は利子補給を実施しており、県と連携して市民への周知を図る。

(主な対象要件)

- 昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の所有者
- 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」による工事費の補助を受けている方
- 「住宅改修業者登録制度」の登録業者により工事を実施した方

オ バリアフリーリフォーム補助との連携

住宅の耐震化はバリアフリー化と同時に実施することが有効と考えられることから、県は、バリアフリー化補助である「人生 80 年いきいき住宅助成事業」において、旧耐震基準の戸建て住宅については耐震診断の実施を補助要件とすることとしており、これを踏まえて同事業の推進を図る。

カ 中規模多数利用建築物耐震診断補助事業の推進

民間の中規模多数利用建築物について、耐震診断に係る補助制度を実施し、その耐震化を促進する。

- 対象建築物の建築時期：昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
- 対象建築物の主な用途・規模と補助対象限度額：

用途	規模	補助対象限度額
病院、物販店舗等	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	3,600 千円
小・中学校	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上	2,830 千円
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	1,550 千円

※対象建築物は、耐震改修促進法第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの

- 負担割合：国 1/3、県 1/6、市 1/6、事業者 1/3

【参考】多数利用建築物に係る県の施策

県は、民間の多数利用建築物の耐震化施策について、事業主体を市町として、中規模多数利用建築物の耐震診断費への補助のほか、次の補助制度を実施している。

- 大規模多数利用建築物に対する耐震改修工事費等への補助
- 中規模多数利用建築物のうち一定のものに対する耐震改修工事費等への補助
- 小規模多数利用建築物に対する耐震診断費への補助 等

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

ア 相談体制の整備

県計画においては、耐震化に関する県民の相談に対応するため、各市町、県民局及びひょうご住まいサポートセンターにおいて相談体制を充実させるとともに、建築関係団体と連携して技術的な相談にも対応できる体制を整備としている。これらと連携して、簡易耐震診断推進事業の窓口で市民の相談に対応し、相談体制を整備するとともに、耐震化に関する啓発及び知識の普及と情報提供の推進に努める。

イ 耐震診断員の活用

住宅の簡易耐震診断推進事業を実施する簡易耐震診断員の活用を図る。

【参考】簡易耐震診断講習会概要

○主 催：公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター

○対象者：兵庫県在住で、県内の建築士事務所に所属する者
建築士資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者

ウ 住宅改修業者登録制度の啓発

耐震改修の実施にあたり安心して業者を選択できる環境を整備するため、県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」による「住宅改修業者登録制度」について、市民への周知を図る。

(5) 大地震時に備えた住宅・建築物に関する事前の予防策

ア 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、全国に先駆けて県が創設した「兵庫県住宅再建共済制度」により、住宅の所有者同士が助け合いの精神に基づいて負担金を出し合い、自然災害発生時に被災した住宅の再建・補修を支援しあう相互扶助の取組について、県と連携して加入促進に努める。

イ 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策の啓発

住宅・建築物の耐震化に加え、地震時の総合的な安全性を確保するため、一般財団法人日本建築防災協会等の関係団体が提供している防災対策に関する様々な情報の活用を図るとともに、次の取組への啓発に努める。

- エレベーター内の閉じ込め防止対策
- 大規模なつり天井の崩落防止対策
- 窓ガラスや屋外看板等の落下防止対策
- ブロック塀等の倒壊防止対策
- 家具の転倒防止対策

ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

県は、大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備等の危険性を判定する専門家を養成する等の取組を進めており、これと連携して、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。

(6) 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に緊急車両の通行や市民の避難路を確保するためには、次の道路について、沿道の建築物の耐震化の促進を図り、また、地震発生時の通行確保を図る必要がある。

ア 県計画による沿道の建築物の耐震化の促進を図る必要のある道路の指定

県計画において、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する、沿道の建築物（同項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）の耐震化の促進を図る必要のある道路として、兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路を指定している。

○市内の緊急輸送道路（県指定の高速道路、国道、県道、市道）：

一般国道2号ほか19路線

※尼崎市地域防災計画による。

イ 尼崎市地域防災計画に定める緊急輸送予定道路

尼崎市地域防災計画に定める緊急輸送予定道路は、市内の防災関係機関の施設を相互に接続する等の条件を満たす道路で、災害時に救援物資、人員の輸送等を円滑に行うために緊急に応急復旧を要するものであり、事前対策としての耐震化の観点からも、沿道の建築物の耐震化の促進が求められる地震発生時に通行を確保すべき道路である。

(7) 優先的に耐震化を促進すべき建築物

耐震診断が義務付けされた大規模多数利用建築物は、優先的に耐震化を促進すべき建築物である。大規模多数利用建築物については、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況の検証を進める。

また、耐震改修促進法において、大規模多数利用建築物のほか、所管行政庁が必要な指示をすることができる中規模多数利用建築物（県計画における耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく指定道路の沿道建築物（同項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）を含む。）や必要な指導及び助言をすることができる小規模多数利用建築物の位置付けがされており、これらの優先順位を考慮するとともに、国・県の施策等を見据えながら、建築物の耐震化促進のための施策を検討する。

5 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する啓発とともに、県計画における住宅に対する「草の根意識啓発」の位置付けを踏まえながら住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及を図り、市民・事業者・関係団体等と協働して住宅・建築物の耐震化の促進に取り組む。

(1) 地震ハザードマップの公開

市民の自己予防意識の高揚を図り、所有者自らによる住宅・建築物の耐震化の促進を啓発していくため、地震が発生した場合の尼崎市における最大の震度等を示す地震ハザードマップを作成し、市ホームページに公開しており、引き続き啓発への活用を図る。

(2) 情報提供の推進

行政広報誌やパンフレット・ポスター・ホームページ等様々な手段を通じて、簡易耐震診断推進事業や住宅耐震改修促進事業等の支援施策の活用を、広く市民に働きかけその促進を図る。

また、簡易耐震診断推進事業の窓口における情報提供や、協働推進員を通じた補助制度等の案内資料の地域への回覧等も併せて、住まい手に確かに伝わる働きかけとしてより効果的となるよう検討しながら継続して取り組み、住宅の耐震化に関する啓発及び知識の普及と情報提供の推進に努める。

(3) 地域の団体等との連携

住宅・建築物の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、自主防災組織やNPO等と連携し、住宅・建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及に努める。また、耐震化について地域として取り組めるよう、まちづくり協議会等の支援に努める。

(4) 関係団体等との連携

県計画においては、ひょうご住まいサポートセンターにおける相談体制の充実、建築関係団体と連携した技術的な相談にも対応できる体制の整備及び「事業者支援プログラム」として事業者（建築士事務所や施工業者等の住宅の耐震化について専門知識を有する企業、団体等）が進んで意識啓発に動く仕組の構築等の取組を位置付けている。

また、国は耐震改修促進法に基づく耐震改修支援センターである一般財団法人日本建築防災協会と連携して、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧の情報提供等を行うこととしており、これらの関係団体・事業者と連携して住宅・建築物の耐震化に関する啓発及び知識の普及に努める。

6 所管行政庁との連携に関する事項

県計画においては、多数利用建築物等の耐震改修を促進するため、県内の所管行政庁間の連絡会議を設置して、耐震改修促進法の規定に基づく指導及び助言並びに指示等の措置について具体的な取組方針を協議するとされており、その取組方針を踏まえて必要な措置を行う。

(1) 耐震改修促進法の規定に基づく指導及び助言並びに指示等の実施

耐震改修の適確な実施の確保のため必要がある等と認めるときは、耐震改修促進法第 12 条、第 15 条又は第 16 条の規定に基づく指導及び助言並びに指示等の必要な措置を行う。

特に、耐震診断が義務付けされた大規模多数利用建築物について、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況の検証を進める中で、優先的に指導を行う。

(2) 建築基準法の規定に基づく措置

平成 17 年の建築基準法改正により、劣化が進みそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがある特殊建築物等については、勧告、命令等の措置をとることができる。耐震改修促進法の規定に基づく指示等に対して必要な対策がとられない場合には、建築基準法の規定に基づく措置を検討する。

【参考】所管行政庁による指導及び助言並びに指示等（耐震改修促進法）

○耐震改修促進法第 12 条：

大規模多数利用建築物に対する指導及び助言並びに指示等

○耐震改修促進法第 15 条：

- ・小規模多数利用建築物に対する指導及び助言
- ・中規模多数利用建築物（県計画における耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づく指定道路の沿道建築物（同項第 2 号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。）を含む。）に対する指導及び助言並びに指示等

○耐震改修促進法第 16 条：

平成 25 年の耐震改修促進法の改正により耐震診断及び耐震改修の努力義務が課された、耐震関係規定に適合しない全ての建築物（第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物）に対する指導及び助言